

新株予約権者の皆様へ

平成30年8月24日

株式会社あかつき本社

第3回新株予約権の無償割当および権利行使手続きのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、平成30年6月15日開催の当社取締役会決議により、平成30年8月24日付けをもって、平成30年7月25日現在のご所有株式1株につき1個（対象となる株式は0.5株）の割合にて当社第3回新株予約権（以下、本新株予約権といいます）を会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当の方法により割当いたしました。

割当てられた本新株予約権の内容は、株式会社あかつき本社第3回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書をご確認ください。

本新株予約権を行使される場合は後記の本新株予約権の行使手続きについてをご高覧いただき、お手続きされるようお願いいたします。

なお、本新株予約権の行使等の本新株予約権にかかる投資判断については、「新株予約権証券発行届出目論見書」をご高覧のうえ、株主様のご判断で決定いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

送付物

- (1) 第3回新株予約権の無償割当および権利行使手続きのご案内
- (2) 新株予約権証券発行届出目論見書
- (3) 株式会社あかつき本社第3回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書
※「行使請求取次依頼書」の記載方法について、最終ページでご案内しております。
ご参照いただきますようお願い申し上げます。
- (4) 振込依頼書・振込金（兼手数料）受取書

新株予約権の内容および権利の行使のお手続きに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

お問い合わせ窓口：株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-696-242 受付時間 9:00～17:00（土日祝日等を除く平日）

当社ウェブサイト（<http://www.akatsuki-fg.com/ir/wariate.html>）にも本新株予約権に関する概要やよくあるご質問（Q&A）を掲載しておりますのであわせてご参照ください。

第3回新株予約権の無償割当のご案内

1. 新株予約権およびその行使について

新株予約権とは、会社に対してあらかじめ決定した価額（下記4.）にて新株式の発行を請求し購入できる権利です。またその権利を行使することにより新株式を購入することができます。

※権利の行使（新株式の購入）は株主様の自由なご判断でお決めいただけます。

当社の事業内容、業績および株価等を勘案のうえご判断ください。

2. 新株予約権割当の対象

平成30年7月25日現在において当社株主名簿に登録された株主様が対象です。

3. 購入できる新株式数

割当された新株予約権1個（保有されている株式1株に対し新株予約権1個を割当）に対し0.5株です。

（例）1,000株保有 → 新株予約権1,000個割当 → 購入可能株式数500株

4. 新株式の購入価額

1株あたり200円です。

※上記3.（例）の場合：購入価額は200円×500株＝100,000円となります。

5. 新株式を購入できる期間

平成30年8月24日（金）から平成30年12月25日（火）までの期間です。

6. ご留意事項

(1) 権利の行使（新株式の購入）は一部でも可能です。

(2) 上記5.の期間内に権利の行使（新株式の購入）をされなかった場合は、新株予約権は失効いたします。

(3) 購入できる株式数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。

（例）155株保有 → 新株予約権155個割当 → 購入可能株式数77株

したがって、新株予約権を奇数個行使された場合、端数として切り捨てられる0.5株（100円）分につきましては事実上放棄することになりますので、ご注意ください。

(4) 新株式の購入数が単元（100株）未満の場合は、買取（100株に満たない株式を当社が買い取る）を請求することが可能です。

お手続きについては、証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

以 上

本新株予約権の行使手続きについて

1. 本新株予約権の内容

- | | |
|--|--|
| (1) 新株予約権の名称 | 株式会社あかつき本社第3回新株予約権 |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 本新株予約権1個あたり当社普通株式0.5株 |
| (3) 本新株予約権の行使価額 | 本新株予約権1個あたり100円
なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は0.5株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権2個を行使し、行使価額として200円が必要となります。 |
| (4) 新株予約権の行使期間 | 平成30年8月24日（金）から
平成30年12月25日（火）まで |
| (5) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | |
| (6) 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する本新株予約権を1個単位で全部または一部を行使することができる。 |

2. 本新株予約権の行使手続きについて

本新株予約権の行使に際しましては、以下のお手続きが必要になりますので、ご高覧のうえお手続きくださいますようお願い申し上げます。

(1) 行使価額の払込

本新株予約権を行使するためには行使価額の払込が必要となります。

本新株予約権の行使価額（新株予約権の行使に際して、新株予約権の行使により発行される株式1株あたりについて新株予約権者が払込む金額）は、当社普通株式1株あたり200円となります。

本新株予約権を行使される場合は、行使により発行される当社普通株式数に応じた行使価額を当社銀行口座にお振込みいただく必要がございます。払込を行っていただく際は、添付の「振込依頼書」に所要事項をご記載のうえ金融機関窓口にてお振込みいただくか、ATM・インターネットバンキングにより、「振込依頼書」または「第3回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書」裏面記載の振込先にお振込みください。

なお、「第3回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書」の右下に記載しております6桁の振込人番号を振込依頼人名の先頭にご記載のうえ、新株予約権者様ご本人名義にてお振込みください。

また、振込手数料については新株予約権者様のご負担となりますので、ご了承ください。

(2) 本新株予約権の行使手続き

本新株予約権を行使される場合は、(1)に記載の行使価額の払込を行っていただいたうえで、同封の「第3回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書」に所定の記載事項をご記入、押印のうえ、新株予約権者様のご本人名義の証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にご提出ください。

【口座管理機関（証券会社等）にご提出いただくもの】

・ 第3回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書

※印記載の①新株予約権行使個数 ②行使請求株式数 ③払込金額 ④口座管理機関名 ⑤機構加入者コード ⑥加入者口座コード ⑦請求日 ⑧行使請求者名（カナ） ⑨連絡先

なお、⑤機構加入者コード（7桁） ⑥加入者口座コード（7桁+14桁）は口座管理機関（証券会社等）宛にご照会いただいたうえでご記入ください。

・ 行使数量に相当する払込金額の払込がなされた旨が明記された書面（振込先と振込金額等が確認できる書類）

※お振込の際に金融機関から発行する振込受領書等の振込先と振込金額等が確認できる書類を必ず受領していただき、その写しをご用意ください。

（インターネットを利用してお振込みされる場合は、振込内容を確認できる書類をプリントアウトする等の方法により必ずご用意ください）

なお、本新株予約権行使に際して、行使請求取次ぎを口座管理機関（証券会社等）に依頼した場合、口座管理機関（証券会社等）によっては取次手数料等を新株予約権者様にご負担いただく場合もございます。

お手続きの詳細は、事前に新株予約権者様ご自身で証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にご確認くださいようお願い申し上げます。

(3) 本新株予約権の行使により発行される当社普通株式の取扱いについて

上記(1)(2)のお手続きを行っていただき、口座管理機関（証券会社等）が行使請求受付場所である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（当社株主名簿管理人）に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な書類を送付した日（新株予約権行使請求取次日）から6営業日目頃に本新株予約権の行使により発行された当社普通株式が新株予約権者様ご本人名義の証券口座に記録されます。

(4) 本新株予約権の行使に関するご注意事項

① 行使期間の満了日直前の行使について

本新株予約権を行使するためには、行使期間の満了日である平成30年12月25日（火）までに行使請求受付場所である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部で本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な書類が受理され、かつ行使価額の払込がなされていることが確認できることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の取扱いに関する事務処理指針の標準処理日程によれば、株主割当型非振替新株予約権の行使は、新株予約権者が口座管理機関（証券会社等）に対し本新株予約権の行使請求取次ぎの申出を行い、かつ行使価額の払込を行った日の2営業日後の日に行使請求受付場所に対する取次ぎが行われることが想定されております。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日直前に行使請求取次ぎの申出および行使価額の払込を行った場合には、行使請求期間内に行使請求取次ぎに必要な書類が行使請求受付場所に到達せず、行使請求の効力が生じない可能性がございます。

詳細につきましては、証券口座を開設されている各口座管理機関（証券会社等）により異なる場合がありますので、必ず新株予約権者様ご自身で証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にご確認くださいませようお願い申し上げます。

② 本新株予約権の税制面の取扱い

本新株予約権を行使された時点で課税関係は生じないものと考えておりますが、株式売却時には株式譲渡益課税が適用となると考えております。

ただし、新株予約権者様の個別の状況により税法上の取扱いが異なる場合がありますので、本新株予約権の税制面の取扱いにつきましては必ず新株予約権者様ご自身で税理士等の専門家にご確認くださいませようお願い申し上げます。

③ 新株予約権の行使の時期によっては、基準日までに新株予約権の行使により発行される当社普通株式が新株予約権者様ご本人名義の証券口座に記録されず、株主権の権利取得に間に合わない場合もございます。

詳細につきましては、証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にご確認くださいませようお願い申し上げます。

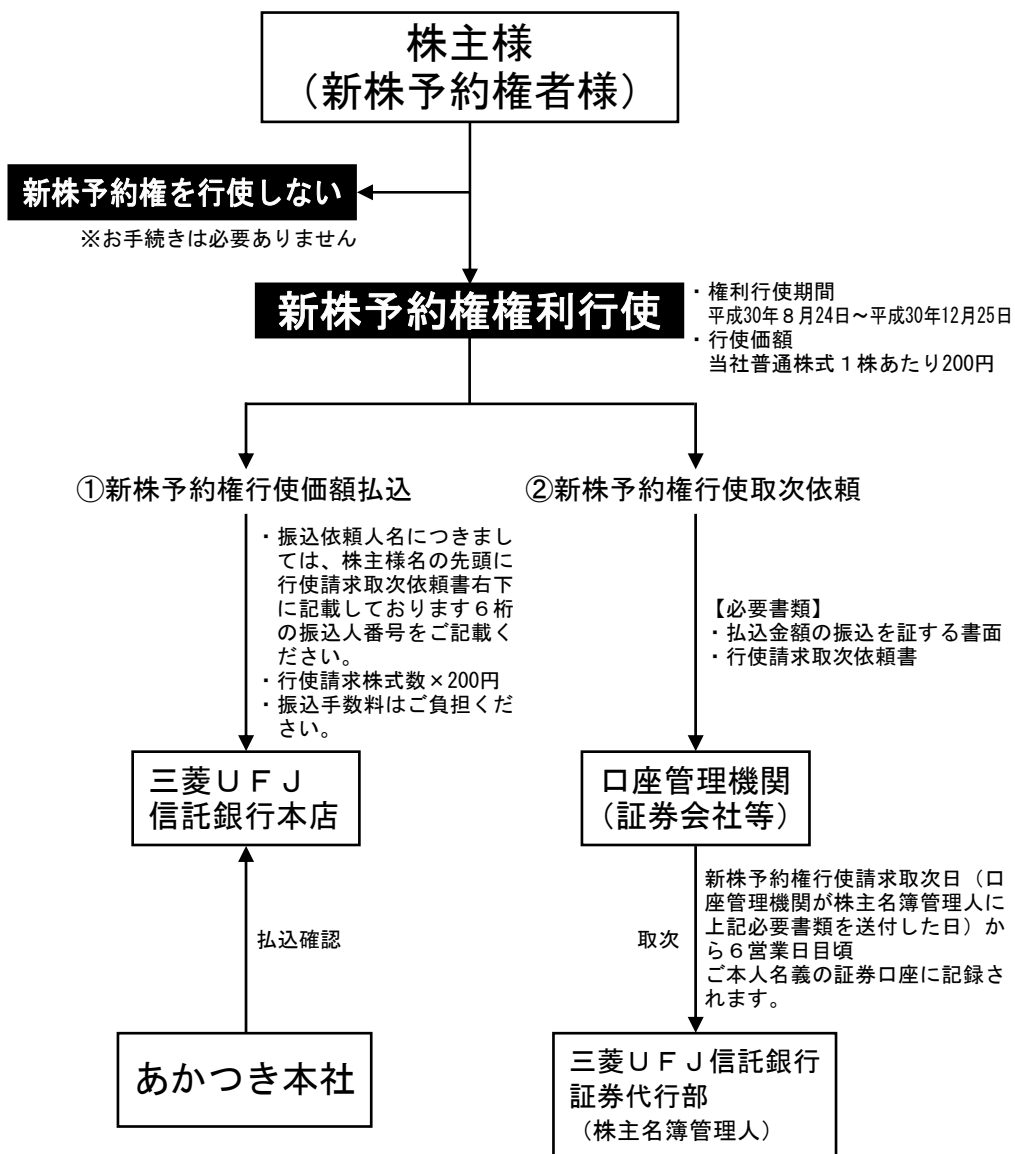
④ 証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）において特定口座をご利用の場合、本新株予約権の行使に伴い発行される当社普通株式は、本新株予約権の無償割当の基準日（平成30年7月25日）において特定口座をご利用の当社普通株式数に対して割当てられた本新株予約権に相当する株式数を上限として特定口座をご利用いただけると考えております。

なお、詳細につきましては、証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にご確認くださいませようお願い申し上げます。

⑤ 本新株予約権の行使に際しては、行使の結果発行される当社普通株式を証券口座に記録する必要がありますので、あらかじめ口座管理機関（証券会社等）においてご本人名義の証券口座を開設してから行使に関するお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

（特別口座には行使の結果発行される当社普通株式を記録することはできませんのでご注意ください）

株主割当による新株予約権の割当から権利行使までの流れ



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主割当新株予約権の権利行使に関する「権利行使請求取次依頼書」の記載方法について

「第3回新株予約権割当ご通知兼権利行使請求取次依頼書」の記載方法については、下記の記載例をご参照くださいますようお願いいたします。
なお、機構加入者コードおよび加入者口座コードにつきましては、当社の株式を預託している口座管理機関(証券会社等)において、お問い合わせください。
「第3回新株予約権割当ご通知兼権利行使請求取次依頼書」は、行使代金(払込金額)を払込みのうえ、当社の株式を預託している口座管理機関(証券会社等)に払込みを証する書面(振込先と振込金額等が確認できる書類の写し)とあわせてご提出ください。

お問い合わせ窓口：株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-696-242 (土日祝日等を除く平日9:00~17:00)

当社の株式を預託している
口座管理機関(証券会社等)名
をご記入ください。

・新株予約権の行使個数をご記入ください。
・行使個数は、割当新株予約権数の個数以内で、偶数の個数であることを
ご確認ください。
(例)新株予約権7個を保有⇒6個の行使が可能

株式会社あかつき本社 第3回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書

平成30年6月15日開催の当社取締役会決議に基づき、平成30年
7月25日を基準日として、1株につき1個(新株予約権の目的
となる株式の数は1個につき0.5株)の割合で新株予約権を無償
割当いたしましたのでご通知いたします。

新株予約権行使個数に0.5株を乗じた株式数をご記入ください。
(新株予約権の目的となる株式の数)は1個につき0.5株です)

払込金額を計算し正確にご記入ください。
払込金額＝新株予約権行使個数×100円

平成30年7月25日現在のご所有株式数	株
株主名簿記載	株
※新株予約権行使個数	株
※行使請求株式数	株
※払込金額(1個につき100円)	円

●●●証券

新株予約権者は、当該請求取次依頼書
管理機関(証券会社等)にご提出願います。
口座管理機関は、加入者口座コード等
を印刷後、取扱日までに株主名簿管
理人宛に書類が到着するようにご対応ください。
〒137-8081 東京都豊島区私鉄東横29号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
新株予約権担当

口座管理機関受付印
(本人確認印)
(日付・印)

株主名簿管理人記入欄

口座管理機関(証券会社等)に
ご照会のうえご記入ください。

新株予約権を行使する日をご記入ください。

インキ透印(いわゆるシヤチハタ印)以外のご印鑑で押印してください。

払込金額のお振込みの際に、本欄記載の6桁の番号を
振込依頼人名の前に追加し、お振込みください。
(例)行使請求者名:アガキ 知ウ 振込依頼人名:
振込人番号: 0123457アガキ 知ウ

行使請求者名のフリガナ、連絡先(電話番号)をご記入ください。

※機構加入者コード
※加入者口座コード
※平成 年 月 日
(ご注) ① 印の箇所は必要事項をご記入のうえ、ご押印ください。
② 裏面のご住所欄をご確認ください。

※ご押印
振込人番号
行使請求者名(カナ)
※連絡先 ()